

厚生委員会記録

開催日時 平成27年2月27日(金) 16:40～16:51

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

除 真夕美 委員長

安井 宏一 副委員長

井岡 正徳 委員

尾崎 充典 委員

小林 照代 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 1名

米田 忠則 委員

出席理事者 江南 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

2月定例県議会追加提出予定議案について

<質疑応答>

○除委員長 それでは、ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、質疑は、ただいま説明のありました案件に限らせていただきますので、ご了承願います。

○小林委員 1点だけお尋ねします。4ページ、後期高齢者医療保険基盤安定化事業の減額補正です。保険料の軽減者数の減で4億円の減額ですが、非常に大きな減額になっています。この背景と言いますか、これはどういう状況なのか。また、これをどう見ておられるのか。そして、被保険者の方に不利益な影響は無いのか、その点だけお尋ねします。

○八木保険指導課長 低所得者の方などにつきましては、世帯の所得に応じて保険料均等割の軽減を行っているところでございます。軽減分につきましては、保険者において収入不足となりますので、軽減相当額を県と市町村とで補てんする、財政支援の仕組みが制度化されております。社会保障制度改革プログラム法に基づく低所得者対策といたしまして、

所得基準額を見直して、今年度から5割軽減と2割軽減につきまして対象者を拡大されたところでございます。本県におきましても、主に5割軽減の対象者の増加によりまして、昨年度の軽減対象者約9万7600人から、今年度は約6700人増加いたしまして、被保険者総数17万4000人の約6割にあたります10万4300人が軽減対象となっているところでございます。執行残につきましては、今回の制度拡充分につきまして予算措置の時点で少し多めに見積もっていたため生じたところでございます。また、今回予算を減額することで保険料に影響するのかとお尋ねでございますけれども、保険料の軽減措置によって保険財政に生じる収入不足につきましては、この制度によりまして、すべて県と市町村とで補てんしております。したがって、軽減措置を受けなかった方の保険料収入と合わせまして医療費の支出総額に対応いたします保険料の収入総額がすべて確保されたのと同じ状態になっておりますので、今回不用額を減額したからといって被保険者の保険料水準になんら影響をあたえるものではございません。なお、来年度予算の積算にあたりましては、今年度の実績人数を踏まえまして、精度を高めて行っているところでございます。以上でございます。

○小林委員 今のご答弁でよくわかりました。不利益はないということ、保険料に影響はしないということですので。ただなんとなく気持ちのうえで、縮小となったら。基準があり、その基準に沿っていただいているから、軽減者に対してどうこうはないと思えますけれども、いまご答弁いただいたように、より適正な見込みを心掛けていただけたらとお願いしまして、終わります。

○除委員長 他にございませんか。他になれば、これもちまして質疑を終わります。

次に、議会閉会中の審査事件に係る委員長報告につきましては、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○除委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。昨年7月より、委員各位には、当委員会所管事項であります社会福祉及び医療・保健に関し、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について、積極的な取組をしていただきました。おかげさまをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位及び理事者の皆様に厚く感謝申し上げ、簡単ではございますが、

正副委員長のお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。